

## 20 都市計画法第 33 条第 6 項に基づく市町村と知事との協議に関する事務処理要項

(目的)

第 1 条 この要項は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 33 条第 6 項の規定に基づき、市町村（政令市、中核市、特例市及び法第 29 条第 1 項第 4 号に規定する事務処理市を除く。以下同じ。）の長と知事が行う協議を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議の対象)

第 2 条 この要項で定める協議の対象は、法第 33 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定に基づく条例の規定（以下「協議対象規定」という。）に限る。

(協議の申出)

第 3 条 市町村の長は、協議対象規定を制定しようとするときは、条例案を市町村議会に提出しようとする日の 4 月前の日までに、様式 1 の都市計画法第 33 条第 6 項に基づく協議書（以下「協議書」という。）を知事に提出するものとする。

(土木事務所長等への意見照会)

第 4 条 市町村の長から協議書が提出されたときは、神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長は、当該市町村を管轄する土木事務所長及び協議内容と密接に関わる庁内関係室課長に意見を求めるものとする。

(審査基準)

第 5 条 知事は、協議対象規定について、主として次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 制定の目的及び技術基準の設定理由
- (2) 法令への適合性
- (3) 広域的観点からの妥当性

(同意書等の交付)

第 6 条 知事は、審査の結果、協議対象規定に支障がないと認めたときは、市町村の長が条例を議会に提案する予定日の 2 月前の日までに、様式 2 の都市計画法第 33 条第 6 項に基づく同意書（以下「同意書」という。）を当該市町村の長に交付するものとする。同意しないときは、知事は、具体的理由を付してその旨を文書（以下「不同意通知」という。）により当該市町村の長に通知するものとする。

(所管部局)

第 7 条 本要項に関する事務は、神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課開発指導グループが所掌する。

(その他)

第 8 条 都市計画法第 33 条第 6 項に基づく協議に関し、この事務処理要項に定めのない事項については、県と市町村が協議し、決定するものとする。

附 則

この要項は、平成 13 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 17 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 10 月 7 日から施行する。

様式 1

(用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)  
都市計画法第 33 条第 6 項に基づく協議書

文書番号  
年 月 日

神奈川県知事 殿

市町村長

次のとおり都市計画法第 33 条に基づく条例を制定したいので、同条第 6 項の規定に基づき協議します。

- 1 条例の名称 (仮称)
- 2 条例制定のねらい
- 3 条例の内容
- 4 3 のように規定しようとする理由
- 5 議会提案 (予定) 日
- 6 施行 (予定) 日
- 7 その他

---

様式 2

(用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)  
都市計画法第 33 条第 6 項に基づく同意書

文書番号  
年 月 日

市町村長 殿

神奈川県知事

年 月 日付け 第 号で協議のありました都市計画法第 33 条に基づく条例の制定については、下記のとおり同意します。

- 1 同意する条例の名称 (仮称)
- 2 条例制定にあたっての留意事項

(問い合わせ先 県土整備局建築住宅部建築指導課開発指導グループ)